

## 和歌山県監査公表第13号

令和8年2月17日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

### 1 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 令和7年11月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 行政財産貸地料等において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。

### 2 日高振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和7年11月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 常時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 前渡資金出納簿への記入が漏れていた事例 イ 前渡資金支払調書が作成されていなかった事例	注意事項 常時の資金前渡に係る支払調書作成と出納簿への記入について、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。

### 3 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和7年11月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 建設工事請負契約の工期変更契約において、公共工事履行保証証券の期間を延長していない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 (1) 建設工事請負契約の工期変更契約を行う際は、契約保証の内容を確認し、必要な手続の有無について複数の職員で確認することを周知徹底した。 また、工期変更時に証券の変更手続が必要なものには、設計書の表紙及び表紙裏にその旨を記載することを周知徹底した。 (2) 再発防止のため、当該職員の所属課において交通事故防止にかかる研修を実施するとともに、建設部全職員に対し、交通安全に係る研修会資料により、安全確認の実施を周知徹底した。 また、毎日の朝礼時に交通安全スローガンの読み上げを行い、継続して安全運転と交通事故防止の意識啓発を行っている。

### 4 和歌山県立みはま支援学校

監査実施年月日 令和7年11月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）第35条に基づき、行政財産使用許可台帳を備えた。 以降の許可及び更新等について、台帳の記載を適正に行うよう、職員に周知徹底した。